

障害者総合支援法の対象となる疾病の検討論点

1. 新規に対象とする疾病

指定難病検討委員会におけるこれまでの検討において、現行の障害福祉サービスの対象である130疾病(以下、障害130疾病という。)以外で新規に指定難病とすべきと整理された疾病(25疾病)については、障害者総合支援法の新規対象疾病としてはどうか。

2. 指定難病の要件を満たさないとされた疾病

障害130疾病のうち、第一次実施分の指定難病にかかる検討において、指定難病の要件を満たさないとされた以下の3疾病について、「障害者総合支援法の対象疾病の要件(資料1)」に基づき検討してはどうか。

- ・劇症肝炎(資料3-1)
- ・重症急性膵炎(資料3-2)
- ・スモン(資料3-3)

3. 経過措置

上記2.の検討により、障害者総合支援法の対象疾病の要件を満たさない疾病の患者であって、すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は、経過措置により継続して障害者総合支援法の対象とすることとしてはどうか。

4. その他

障害130疾病のうち、第一次実施分の指定難病に係る検討が行われなかった疾病(障害者総合支援法において疾病概念上広く捉えている疾病について、その一部のみが指定難病として対象となった場合を含む。)については、今後の指定難病の検討状況を踏まえつつ検討することとし、それまでの間、引き続き障害者総合支援法の対象疾病としてはどうか。